

銚田市農業水利施設物価高騰対策事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大下における世界的な経済再開による原油価格の高騰に伴う電気料金の値上がりや、農産物の需要と価格が低迷し、農業経営が大きな影響を受けていることから、土地改良事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において銚田市農業水利施設物価高騰対策事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、この要綱に定めるもののほか、銚田市補助金等交付規則（平成17年銚田市規則第37号）に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に受益地及び受益者を要する土地改良区等（水利組合等を含む。）とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は農事用電力（事務所等の電気料は除く。）のうち、令和4年4月分から9月分までの6か月間の電気料金から令和3年4月分から9月分までの6か月間の電気料金を差し引いた額を上限とする。

- 2 1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 他機関から同様の補助等を受ける場合は、合算金額が当助成金の上限を超えないよう調整するものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、銚田市農業水利施設物価高騰対策事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、銚田市農業水利施設物価高騰対策事業助成金計算表及び対象費用を支払ったことがわかる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書の提出期限は、市長が別に定めるものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべしことが適当と認めるときは、銚田市農業水利施設物価高騰対策事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は助成金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、申請者に対し条件を付することができる。

(助成金の決定の取り消し及び返還)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返金を命ずることができる。

- (1) 助成金の交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により提出した書類に虚偽の事実を記載したとき。
- (3) その他市長が助成金を交付することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、銚田市農業水利施設物価高騰対策事業助成金交付決定取消通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(証拠書類等の保存)

第7条 助成金の交付を受けた者は、当該助成事業に係る帳簿その他の書類を整理し、助成事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行)

- 1 この要綱は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。